

申告 あれこれ

今年も申告の季節がやってきます。広島市の特設会場では、還付申告（払いすぎた税金が返ってくる申告）を1月から受け付けていますので、ご利用ください。

なお、江田島市での申告相談は2月16日以降となります。詳しくは、広報2月号でお知らせします。



還付申告の相談をアクアホールで開催

（岡）広島南税務署 ☎082(253) 3281

広島市内で、還付申告の相談を次のとおり行います。なお、この相談では税理士の指導による給与・年金などの所得税の還付申告（譲渡所得を除く）を電子申告（e-Tax）します。書面での申告書の提出は受け付けません。

受付期間 1月28日（木）～2月12日（金）（土・日・祝日を除く）

受付時間 午前10時～午後4時

場所 アクア広島センター街8階「アクアホール」（広島市中区基町6番27号）

●還付申告の例
・マイホームをローンで取得

した場合（住宅借入金等特別控除※）

- ・多額の医療費を支払った場合
- ・災害や盗難にあった場合
- ・年の途中で退職し、再就職していない場合
- ・特定の寄付をした場合
- ・年末調整をしなかったり、誤りがあったりした場合

※住宅借入金等特別控除を受けるためには、次の書類を添付して税務署に確定申告書を提出する必要があります。

- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ・給与所得の源泉徴収票（原本など）

●e-Tax インターネットですべて申告・納税！

自宅やオフィスからインターネット（e-Tax）を利用して、申告（所得税・法人税・消費税・酒税・印紙税）・法定資料の提出・納税（全税目）・申請・届出などができます。

ただし、e-Taxを利用するときは、事前に利用開始のための手続きが必要です。源泉徴収税の毎月納付、消費税の中間申告・納付など、ご利用回数が多い手続きに大変便利です。

詳しくは、広島南税務署へお問い合わせください。

提出期限は2月1日
給与支払報告書は早めの提出を！
（岡）税務課市民税係 ☎(40) 2765

平成22年1月1日現在、江田島市に居住している人に対して、平成21年1月～12月に給与を支払った場合は、2月1日（月）までに江田島市へ給与支払報告書を提出する必要があります。税務課市民税係へ早めにご提出ください。

○対象者別に特別・普通徴収を区別してください。

○支払いを受けた人の住所地が本市以外の場合は、当該市区町村へご提出ください。

○アルバイト・パートなど少額所得者や青色事業専従者も、必ず提出してください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料納入済額通知書を1月に送付します

（岡）国保・後期高齢・保健医療課医療保険係 ☎(40) 3247
介護保険：高齢介護課 ☎(40) 3177代

平成21年中に国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を普通徴収（納付書または口座振替）で納付した額をお知らせする「納入済額通知書（はがき）」を、1月末までに納税（納入）義務者へ送付します。この通知書は、1年間の納付額をお知らせするとともに、確定申告するときに社会保険料控除証明書として利用できます。

なお、今回の通知書には特別徴収額（年金天引きにより納付された額）は記載していません。特別徴収額は、年金保険者から送付される源泉徴収票に記載されています。

介護保険サービス自己負担分についての医療費控除対象一覧

（岡）高齢介護課介護保険係 ☎(40) 3177代

介護保険のサービスを利用して支払った自己負担の一部は、申告するときに医療費控除の対象になるものがあります。

○居宅（在宅）サービス

	サービスの種類	1割負担分	居住費(滞在費)	食費	備考
医療系のサービス	訪問看護・介護予防訪問看護	○	—	—	
	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	○	—	—	
	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	○	—	—	
	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	○	—	○	
	短期入所療養介護（医療系のショートステイ） 介護予防短期入所療養介護（医療系のショートステイ）	○	○	○	
福祉系のサービス	訪問介護（生活援助を除く）・介護予防訪問介護・夜間対応型訪問介護	○	—	—	表中の医療系サービスが対象となる場合に、医療費控除の対象となります。福祉系サービスは利用しても控除対象になりません。
	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	○	—	—	
	通所介護（デイサービス） 介護予防通所介護（デイサービス） 認知症対応型通所介護（デイサービス） 介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）	○	—	×	
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	○	—	×	
	短期入所生活介護（福祉系のショートステイ） 介護予防短期入所生活介護（福祉系のショートステイ）	○	×	×	

○施設サービス

サービスの種類	1割負担分	居住費	食費
特別養護老人ホーム	○ (1/2の額)	○ (1/2の額)	○ (1/2の額)
老人保健施設	○	○	○
介護療養型医療施設	○	○	○

※特別な居住費と特別な食費の加算部分は、医療費控除の対象になりません。

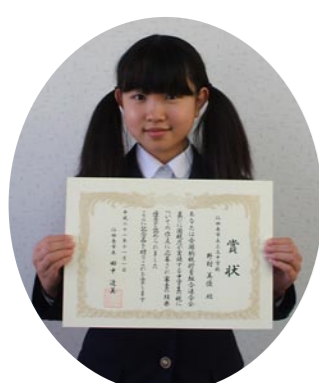
医療費控除の対象となる額は、サービス事業所が交付する領収証に記載されています。記載がない場合、サービス事業所が領収証とは別に証明します。

○医療費控除の対象とならない介護保険サービスは次のとおりです。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定入居者生活介護、福祉用具貸与（レンタル）、福祉用具購入や住宅改修

租税啓発の作品募集 4人が市長賞を受賞

税金が私たちの暮らしにどのように役立っているか、また税の意義や役割などについて興味を持ってもらうため、中国納税貯蓄組合連合会などの主催で作文や習字を募集しました。この募集に広島南税務署管内から2,832点の応募があり、江田島市長賞を次の生徒が受賞しました。



作文の部
野村 美優さん
(三高中3年)



作文の部
山崎 実紗さん
(能美中3年)



習字の部
花崎 千紬さん
(能美中3年)